

目次

後期基本計画

● 計画の体系	2
● 後期基本計画の見方	4
● 第1章 まちづくりの方向	
1 安全で安心できるまちづくり	
1 災害に強いまちをつくる	6
2 治水対策を促進する	8
3 危機管理体制を充実する	10
4 犯罪のないまちづくりを推進する	12
2 健康でいきいき暮らせるまちづくり	
5 平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる	14
6 男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる	16
7 健康づくりを推進する	18
8 地域でともに支えあうしくみを充実する	20
9 高齢者の社会参加と自立支援を推進する	22
10 障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する	24
11 子育てしやすい環境を整備する	26
12 安心できる環境衛生を確保する	28
3 夢を育む学びのまちづくり	
13 就学前教育を充実する	30
14 学ぶ力を育成する	32
15 教育環境の整備・充実を図る	34
16 青少年の健全育成を推進する	36
17 生涯学習を充実する	38
18 文化の振興を図る	40
19 スポーツ活動を推進する	42
20 国内外の交流を推進する	44
4 快適でうるおいのあるまちづくり	
21 計画的なまちづくりを推進する	46
22 良好な住宅・住環境を創出する	48
23 四駅周辺のまちづくりを推進する	50
24 安全で安定した上下水道サービスを提供する	52
25 利便性の高い快適なまちをつくる	54
26 水とみどり豊かなまちをつくる	56
5 環境を守り育てるまちづくり	
27 環境に配慮したまちづくりを推進する	58
28 ごみの減量・資源化を推進する	60
29 廃棄物を適正に処理する	62

6 活力あふれるにぎわいのまちづくり

30 地域産業の活性化を推進する	64
31 商業の振興を図る	66
32 工業の振興を図る	68
33 農業の振興を図る	70
34 消費者保護を推進する	72
35 市域の労働力の活用を推進する	74

●第2章 市政運営の方向

7 市民が主役のまちづくり

36 コミュニティの活性化と協働を推進する	76
37 情報発信を充実する	78
38 市民ニーズを把握する	80

8 将来を見据えた自治経営

39 健全な財政運営を行う	82
40 効率的な行政運営を行う	84
41 市民サービスを充実する	86

●財政収支計画 90

●資料 95

1 後期基本計画策定体制図	96
2 寝屋川市総合計画に関する規程	97
3 後期基本計画策定経過	99
4 市民参画の概要	100
5 総合計画審議会	101
・開催経過	101
・諮問書及び中間答申書	102
・最終答申書	103
・委員名簿	105
・寝屋川市総合計画審議会規則	106
6 地域懇談会	107
・開催経過	107
7 寝屋川市みんなのまち基本条例	108
8 主な個別計画一覧	111
9 用語解説	112

後期基本計画



計画の体系

まちづくりの大綱

まちづくりの方向



1 安全で安心できるまちづくり



2 健康でいきいき暮らせるまちづくり



3 夢を育む学びのまちづくり



4 快適でうるおいのあるまちづくり



5 環境を守り育てるまちづくり



6 活力あふれるにぎわいのまちづくり



7 市民が主役のまちづくり



8 将来を見据えた自治経営

市政運営
の方向

後期基本計画 施策体系

- (1) 災害に強いまちをつくる
- (2) 治水対策を促進する
- (3) 危機管理体制を充実する
- (4) 犯罪のないまちづくりを推進する

P6~13

- (5) 平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる
- (6) 男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる
- (7) 健康づくりを推進する
- (8) 地域でともに支えあうしくみを充実する
- (9) 高齢者の社会参加と自立支援を推進する
- (10) 障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する
- (11) 子育てしやすい環境を整備する
- (12) 安心できる環境衛生を確保する

P14~29

- (13) 就学前教育を充実する
- (14) 学ぶ力を育成する
- (15) 教育環境の整備・充実を図る
- (16) 青少年の健全育成を推進する
- (17) 生涯学習を充実する
- (18) 文化の振興を図る
- (19) スポーツ活動を推進する
- (20) 国内外の交流を推進する

P30~45

- (21) 計画的なまちづくりを推進する
- (22) 良好な住宅・住環境を創出する
- (23) 四駅周辺のまちづくりを推進する
- (24) 安全で安定した上下水道サービスを提供する
- (25) 利便性の高い快適なまちをつくる
- (26) 水とみどり豊かなまちをつくる

P46~57

- (27) 環境に配慮したまちづくりを推進する
- (28) ごみの減量・資源化を推進する
- (29) 廃棄物を適正に処理する

P58~63

- (30) 地域産業の活性化を推進する
- (31) 商業の振興を図る
- (32) 工業の振興を図る
- (33) 農業の振興を図る
- (34) 消費者保護を推進する
- (35) 市域の労働力の活用を推進する

P64~75

- (36) コミュニティの活性化と協働を推進する
- (37) 情報発信を充実する
- (38) 市民ニーズを把握する

P76~81

- (39) 健全な財政運営を行う
- (40) 効率的な行政運営を行う
- (41) 市民サービスを充実する

P82~87

大綱1
安全で安心できる
まちづくり

大綱2
健康でいきいき暮らせる
まちづくり

大綱3
夢を育む学びの
まちづくり

大綱4
快適でうるおいのある
まちづくり

大綱5
環境を守り育てる
まちづくり

大綱6
活力あふれるにぎわいの
まちづくり

大綱7
市民が主役の
まちづくり

大綱8
将来を見据えた
自治経営

後期基本計画の見方

- 基本計画は、基本構想に基づいて実施していく具体的な施策の内容を明らかにしたものです。
- 後期基本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画です。
- 見開きページの左側は、施策の内容を全体的に説明している部分です。
- 見開きページの右側は、施策の中でも重点的に取り組むことや指標を示している部分です。

施策名

まちづくりの大綱を実現するために実施する施策の名称です。

現状と課題

「施策の展開」などの背景となっている現状と課題を記述しています。

施策の展開

課題を解決するために、どのような手段で施策を展開していくのかを示しています。



重点取組項目

施策の目的を達成するため、5年間に重点的に実施していく取組を示しています。

重点取組項目

取組名称	取組概要
耐震診断・耐震改修補助の実施	市広報紙、市ホームページ、まちまるごと耐震化支援事業等を通じ、建築物の所有者等に耐震診断及び耐震改修を行うよう啓発するとともに、耐震診断・耐震設計、改修費用の補助を充実し、耐震化率の向上を図ります。
耐震化による安全対策の充実	既存建築物の所有者等に対して、耐震化に関する指書、指示などの指導強化を図るとともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく勧告、指導などを行い、建築物の安全性の確保を図ります。
密集住宅地区の整備	主要生活道路の整備、老朽木造賃貸住宅の除却費補助、地区計画制度の導入による建築物の不燃化促進及び都市計画道路計画高圧大埋線の整備を行います。

市民の役割

まちづくりにおける目標、方向性及び課題を共有し、その達成や解決に向けて取り組むための役割を示しています。

市民の役割

- ◆ 居住や所有している建築物の耐震性を把握し、安全性の確保に努めます。

施策指標

指標名	単位	実績値 (H26)	めざそう値 (H32)
住宅の耐震化率	%	76.6	95.0
密集住宅地区における不燃積積率	%	34.1	40.0

施策指標

施策の達成状況を測る代表的な指標を設定し、H26年度の実績値とH32年度の目標値を示しています。また、指標は1年間の実績値を基本としています。

市民意識の指標

指標名	現状値 (H27)	目標 (H32)
「災害に備えるまちづくりが行われている」と思う市民の割合	28.0%	UP

市民意識の指標

施策に関する市民意識についての指標を設定し、H27年度の現状値とH32年度の目標を矢印で示しています。